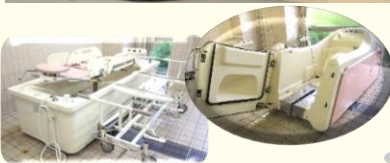
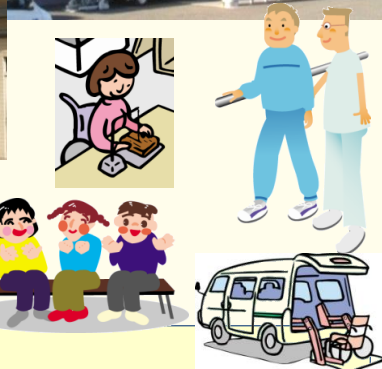


基準該当障害福祉サービス

# デイサービス (地域リハビリセンター)

(生活介護)  
(自立訓練)

地域リハビリセンター「ぬくもりの里」と地域リハビリセンター「あいあい」では、介護や支援が必要な方お一人おひとりの状態に応じたきめ細かな介護やリハビリ（機能訓練）、さまざまな自立訓練活動などのサービスを提供しています。



営業のご案内

**営業日** 毎日 (ただし、12月31日～翌年の1月3日までは休み)

日曜日は、敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」(東洋町)での利用となります。  
土曜日は、敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」(御名)での利用となります。

**営業時間** 午前8時30分～午後5時30分

敦賀市社会福祉協議会  
地域リハビリセンター「ぬくもりの里」

電話 20-1777(代) 20-1666

敦賀市御名70号11番地の2

お問い合わせ・  
利用のご相談は

敦賀市社会福祉協議会  
地域リハビリセンター「あいあい」

電話 22-2250(直通) 22-3133(代)

敦賀市東洋町4番1号  
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

各サービスの利用料金は別途利用料一覧表をご覧ください

## サービスの利用について

障害者総合支援法による障害福祉サービス（居宅介護[ホームヘルプサービス]、同行援護、重度訪問介護、生活介護[デイサービス]等）・地域生活支援事業（移動支援事業、生活サポート事業等）を利用するためには、市町村に支給申請を行う必要があります。障害福祉サービスの利用については、市町村の指定を受けた特定相談支援事業所でケアプラン（サービス等利用計画）の案を作成し、ケアプランの案と関係書類を市町村に提出して支給決定を受ける必要があります。手続きの方法や特定相談支援事業所に関する情報は、敦賀市社会福祉協議会までお問い合わせください。

また、訪問看護サービス、訪問入浴サービスの利用の申し込みに関しては、敦賀市社会福祉協議会まで直接お問い合わせください。

なお、65歳以上（特定疾病の場合、40歳以上の方も含まれます）で障がいのある方は、原則として介護保険制度でのサービスのご利用となります。ご了承ください。



週間計画

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							

障がいのある方の在宅サービス利用のお問い合わせは

社会福祉法人 **敦賀市社会福祉協議会**

電話 **22-3133(代)** ファックス 22-3785

ホームページ <http://tsurugashishakyo-net.jp/>

〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号  
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

社協事務所位置図

